

登園に関するお願い（新型コロナウイルス感染症）

園長

園内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間に準拠して、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、症状が回復して感染力が大幅に減少するまでの間、登園を控えるようお願いしています。

新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準は、以下のとおりです。（乳幼児の場合）

①発症した後5日を経過

②症状が軽快した後1日を経過

①、②の両方を経過しない場合は、
登園することができません。

<登園までの数え方の例>

発症後、2日目に症状が軽快した場合	発症 この日は数えない	1日目	2日目 軽快 0日目	3日目 軽快後 1日目	4日目 軽快後 2日目	5日目 軽快後 3日目	6日目 発症後5日、症状が軽快した後1日経過しているため、登園可	
発症後、5日目に症状が軽快した場合	発症 この日は数えない	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 軽快 0日目	6日目 軽快後 1日目	7日目 軽快後2日目 登園可

この登園届は、保護者の方に記入していただくものであり、治癒したかどうかを医療機関に受診して、医師に記入してもらう必要はありません。治癒後、登園の際に提出をお願いします。

..... 切り取り

新型コロナウイルス感染症登園届（保護者記入）

令和 年 月 日

園長あて

園児氏名

() 組

保護者氏名

*受診した医療機関名及び受診日

医療機関名

受診日 令和 年 月 日 ()

*治癒の根拠

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過した。

発症日					
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
/	/	/	/	/	/

軽快後	
0日目	1日目
/	/

※日にちを記入してください。